

10月はリデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間

毎日の生活の中で、酒類業者や消費者の皆さんが3Rに気を配ることで容器包装の排出削減等につながりますので、ご協力をお願いします。

<酒類製造業者の3R>

- リターナブルびんの利用と積極的な回収
- 容器の軽量化

<酒類流通業者の3R>

- レジ袋の使用削減、簡易包装の推進
- リターナブルびんの周知や消費者からの回収
- リターナブルびんなど、環境にやさしい容器を利用した商品の取扱い

<消費者の3R>

- 買物袋の持参や簡易包装の励行
- リターナブルびんなど、環境にやさしい容器を利用した商品の優先選択
- ルールに沿った分別排出の励行や集団回収への協力



◆「3R」とは？

「さんアール」や「スリーアール」と呼ばれており、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとったものです。

循環型社会形成推進基本法において、有用な廃棄物は循環資源と位置付けられており、その利用と処分に当たっては、リデュース・リユース・リサイクルの順に取り組むことが重要とされています。

◆「リターナブルびん」とは？

使用後、回収・洗浄されて繰り返し再使用されるびんです。ビールびんや一升びん、酒類業組合等が開発・導入している規格統一びん（Rびん）があります。

《国税庁における3Rの取組》

循環型社会を構築するためには、法制度の整備だけではなく、行政、事業者、消費者の幅広い参加による運動を展開し、国民一人一人の理解と協力を得ることが不可欠です。そこで、関係省庁では、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」と定めて、幅広く国民への啓発活動を展開しています。

この啓発活動の一環として、国税庁では、酒類の「リターナブルびん」は繰り返し使える大切な資源であることを周知するとともに、酒類容器の3Rへの協力を酒類業者と消費者に広く呼びかけています。

査察調査について

【査察調査とは】

査察調査とは、悪質な脱税をしている疑いのある者に対し、犯罪捜査に準じた方法で行われる特別な調査です。調査に当たるとる国税査察官には、裁判官の発する許可状を受けて事務所などの搜索をしたり、帳簿などの証拠物件を差し押えたりする強制調査を行う権限が与えられています。

【査察調査の目的】

査察調査は、悪質な脱税者に対して単に免れた税金（本税）や加重算税等を納めさせるだけでなく、検察官への告発を通じて懲役や罰金といった刑罰を科すことを目的としています。

【悪質な脱税者に対する刑事責任の追及】

検察官によって裁判所に起訴され有罪が確定すると、懲役や罰金の刑罰が科されます。この刑罰は、10年以下の懲役又は1000万円（脱税額が1000万円を超える場合は、脱税相当額）以下の罰金となるか、あるいは懲役と罰金の併科となります。

【平成26年度の査察の概要】

平成26年度においては、194件の査察調査に着手し、112件（前年度以前の着手事案を含みます。）を検察官に告発しました（表1）。

平成26年度中に一審判決が言い渡された査察事件98件のうち、

多くの納税者の方々は適正な申告・納税を行っています。一部に悪質な脱税者がいることは非常に残念なことです。全国に配置されている国税査察官は、悪質な脱税者に対して厳正な態度で臨み、その告発に全力を挙げています。

便利なダイレクト納付を始めてみませんか

●ダイレクト納付とは

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax を利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

●ダイレクト納付のメリット

ダイレクト納付は、税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどのインターネットを利用できるパソコン、又はスマートフォンやタブレット端末から納付が可能のほか、その他の電子納税にはない次のようなメリットがあります。

- ①インターネットバンキングの契約が不要
- ②日を指定して納付することが可能
- ③税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能

●対象となる税目

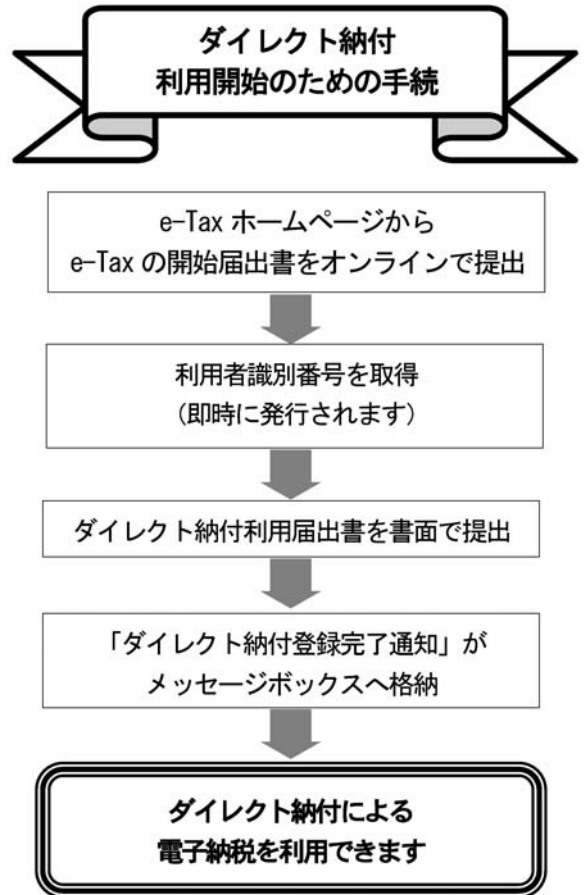
電子申告等が可能な税目（源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税、贈与税、酒税、印紙税など）が対象となります。

※特に源泉所得税の毎月納付の手続に便利です。

※e-Tax に納付情報登録をすれば、上記にかかわらず全ての税目にダイレクト納付が利用できます。納付情報登録の方法は、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

●ダイレクト納付の利用のために

- ①e-Tax の利用開始手続が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署に書面で提出する必要があります。
- ②ダイレクト納付が利用可能な金融機関については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「利用可能金融機関一覧」でご確認ください。
- ③ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。
- ④ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高にご注意ください。
※納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。



(表 1) 平成 26 年度の査察調査の状況

着手件数	処理件数	告発件数	告発率	脱税総額	
				内 告発分	
194 件	180 件	112 件	62.2%	150 億円	123 億円

(注) 脱税額には、加算税額を含みます。

(表 2) 平成 26 年度中の査察事件の判決（第一審判決）の状況

判決件数	有罪件数	実刑判決数	一件当たり 犯則税額	一人当たり 懲役月数	一人(社)当たり 罰金額
98 件	96 件	11 人	69 百万円	15.9 か月	16 百万円

(注) 一件（人・社）当たりの計数は、他の犯罪との併合事件を除いて算出しています。

96 件の事件において有罪判決が出され、実刑判決が 11 人に出了されました(表 2)。

～税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp ～